

岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 18 年 10 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 139 号

岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成 18 年岩手県条例第 57 号）表 3 の項の改正部分の施行期日は、平成 19 年 1 月 29 日とする。